



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

改正男女雇用機会均等法によるハラスメント対策の強化（本年10月1日施行）及び国会での成立が見込まれる改正個人情報保護法の概要をご紹介します。

◆ハラスメント対策の強化

本年10月1日に施行される改正男女雇用機会均等法は、事業者に対し、カスハラ対策や求職者に対するセクハラ防止のための雇用管理上の措置を講じることを義務付けています。本稿では、特に就活生に対するセクハラ対策について説明します。

1. 求職者に対するセクハラ対策の義務化

自社に勤務する労働者のみならず、求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対するセクハラ対策が新たに義務付けられます。

いわゆる「就活セクハラ」の防止を目指すものであり、具体的には、**会社説明会、エントリーシート選考、面接、OB・OG訪問、インターンシップ、内定から入社までの懇親会等の場面で行われるセクハラ**の防止が念頭に置かれています。

2. 事業者の義務

事業者には課される具体的な義務については、今後、指針によって示される予定ですが、概要は次の通りです。

(1) 事業主の方針の明確化とその周知・啓発

就業規則や服務規律に、求職者へのセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨を明記した上、違反者には懲戒処分が科されること等を社内周知・啓発することが求められます。

*既存の規定に「求職者等に対するセクハラも禁止する」との規定を追加するだけでは不十分であり、こうした規定が採用活動の現場（インターン生受入部署やOB訪問の担当者）等に届くよう、研修や社内通知を徹底することが必要。

また、**面談・面接の際のルールを明確に定める**ことも重要とされます。

例）面談等は複数名で実施する、個人SNSでの連絡禁止、選考過程で不必要な個人情報収集禁止

(2) 相談体制の整備・周知

社内相談窓口を設け、求職者にも分かる形で周知することが義務付けられます。

例）採用HPに相談窓口を明記する、説明会資料や選考書類に相談窓口を明記する、相談担当者の選定やマニュアルの整備

(3) 発生後の迅速な対応

ハラスメントが生じた場合の手順(対応フロー)を予め定めておくことが求められます。

また、相談者等の情報が対象者に知られないことを担保し、相談を理由とした不利益取扱を禁ずる規定を整備・周知することも重要とされます。

◆個人情報保護法の改正について

個人情報保護法は3年ごとに改正されることになっており、本国会においても同法の改正が審議されています。改正法案が成立した場合の改正点について概要をご紹介します。

1. 統計作成等を目的とする場合の同意不要化

「統計作成等」（AI開発等を含む）にのみ利用される場合、個人データの第三者提供や公開されている要配慮個人情報の取得について、本人同意が

不要となります。ただし、統計作成等の内容を継続的に公表すること等が条件とされており、AI開発・データ分析を行う事業者は、公表体制の整備が必要になりそうです。

2. 16歳未満の者の個人情報等に係る規律強化

16歳未満の者を本人とする情報の取扱いについて、原則として「本人」を「本人の法定代理人」と読み替えて適用することが明文化されます。利用停止等請求の要件緩和や、未成年者の最善の利益を優先考慮すべき努力義務も新設されますので、未成年者の個人情報を取り扱う事業者（人材・教育・会員制サービス等）は、運用フローの見直しが必要になります。

3. 顔特徴データ等(特定生体個人情報)の規律強化

顔認証データなど、特別な技術や費用を要せず取得でき本人が取得を認識しにくい身体的特徴に係る情報(特定生体個人情報)について、利用目的等の事前周知義務、利用停止等請求要件の緩和、オプトアウトによる第三者提供の禁止が新設されます。防犯カメラや入退室管理システムで顔認証技術を導入されている事業者の方は対応する必要があります。

4. 課徴金制度の新設

これまで罰則（刑事罰）はあっても課徴金はありませんでしたが、今回、**違法な第三者提供等の悪質な違反行為について、得られた財産的利益相当額の課徴金納付を命じる行政上の制度が新設**されます。対象行為・要件とも一定程度限定されているため、通常の事業活動で直ちにリスクが生じるものではありませんが、注意が必要です。

5. コメント

データ利活用の推進と規律強化という観点からの改正であり、各社の取り扱う個人情報の内容に応じ、公布の日から2年以内の施行に向けて、取扱状況を点検することが求められます。また、個人情報の流出については厳しい刑事罰が与えられることもある上、流出により企業に深刻な損害を与えることもありますので、情報管理については社内周知を徹底し続けることが望ましいです。

弁護士友成亮太、弁護士門屋徹

法務トピックス

◆改正自動車運転死傷処罰法（令和8年7月中に施行）
飲酒運転等悪質な運転を処罰する危険運転致死傷罪は、「危険運転か否か」の線引きが曖昧で、適用を巡って司法判断が分かれるケースがあり問題となっていました。そこで本改正により**危険運転の成立要件に以下のとおり明確な「数値基準」が導入**されました。

①飲酒運転 呼気1Lあたり0.5mg以上

②高速度運転 一般道で+50km、高速道路+60km
基準値を下回っていても危険運転となる場合があります。基準値は最低ラインではなく「基準の明確化」という位置づけです。